

京都大学微生物科学寄附研究部門（仮称）設置準備委員会要項

- 第1 京都大学に、微生物科学寄附研究部門（仮称）設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、微生物科学寄附研究部門（仮称）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 寄附研究部門の研究内容に関する事。
 - (2) 寄附研究部門の教員の人事に関する事。
 - (3) 寄附研究部門の予算に関する事。
 - (4) 寄附研究部門の施設及び設備に関する事。
 - (5) 寄附研究部門における関連部局との連携・協力等に関する事。
 - (6) その他寄附研究部門の設置に関し必要な事。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 総長が指名する理事 若干名
 - (2) 関係部局の長又は教授
 - (3) 研究推進部長、企画部長及び農学研究科等事務部長
 - (4) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第3号の委員は、第2第2号の事項の審議に加わらないものとする。
- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第6 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 委員会に関する事務は、企画部において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成20年7月8日から実施する。